

総合目標 2： 財政健全化目標達成に向け、歳出・歳入両面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進める。

上記目標の概要	税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があります。 「経済財政運営と改革の基本方針2021（以下「骨太の方針2021」といいます。）」においては、デフレ脱却・経済再生に向け全力で取り組むとともに、2025年度の財政健全化目標を堅持することとしています。 税制については、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化を踏まえ、成長と分配の好循環を実現するとともに、コロナ後の新しい社会を開拓していくことをコンセプトとして、新しい資本主義を目指していく観点から、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、税体系全般にわたる見直しを進めます。 「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針2022）」においては、「骨太の方針2021」等を踏まえ、応能負担を通じた再分配機能の向上・格差の固定化防止を図りつつ、公平かつ多様な働き方等に中立的で、デジタル社会にふさわしい税制を構築し、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを進めることとしています。 （上記目標を構成するテーマ） 総 2－1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する
-----------------------	--

総合目標 2 についての評価結果	
総合目標についての評価	A 相当程度進展あり
評定の理由	令和 6 年度税制改正では、賃金上昇が物価上昇に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととしました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずることとしました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 3 月 28 日に成立しました。 令和 5 年度は上述のような対応を行い、テーマ 2－1 の評価も「a 相当程度進展あり」であるため、当該総合目標の評価は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)
	令和6年度税制改正は、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、現下の経済社会の状況等を踏まえて必要かつ有効なものとして検討されたものであり、妥当と考えています。
	また、租税特別措置については、「政策の達成目標」の実現状況など各府省等の政策評価の結果を記載した要望書を各府省等との議論において活用することにより、効率性の観点からも検討しており、妥当と考えています。
	なお、令和6年度税制改正においては、税制措置の効果検証や計量分析に知見のある有識者の助言の下、賃上げ促進税制について、令和4年度の申告実績のデータなどを元に実態の把握や効果の検証を行い、その検証結果を今回の改正内容に反映しています。

テーマ 総2-1：我が国の経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築する			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総2-1-B-1：経済社会の構造変化を踏まえた税制改正の検討		
	目 標	経済社会の構造変化を踏まえた税制を構築すべく、毎年度の税制改正を検討します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 税制は、社会の活力や経済発展の基盤として、財源調達機能（政府が提供する公共サービスの資金調達）や再分配機能（国民の所得や資産の再分配）を果たすことが期待されており、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、経済社会の構造変化に対応した、不断の見直しに取り組んでいく必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価上昇に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行うこととしました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずることとしました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うこととしました。これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月28日に成立しました。 また、税制調査会（用語集参照）において、令和3年11月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和5年6月30日に答申（わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—）が取りまとめられ、政府としてこれを受領しました。令和6年1月25日、新たに税制調査会の委員の任命がなされるとともに、内閣総理大臣より税制調査会に対し諮問が行われました。 更に、国際課税については、OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」における国際合意の実施に向け、制度の詳細化に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、国際合意に則った法制度の整備を進めました。	□

		今後も引き続き、デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めていくこととしており、達成度は「□」としました。	
テーマについての評価		a 相当程度進展あり	
評定の理由	令和6年度税制改正では、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じました。		
	また、税制調査会において、令和3年11月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和5年6月30日に答申が取りまとめられ、政府としてこれを受領しました。		
	更に、OECD／G20の「BEP S包摂的枠組み」における議論に積極的に貢献しました。		
	以上のとおり、測定指標が「□」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。		

総2-1に係る参考情報

参考指標1：税収比率の推移

年度	平成9	10	11	12	13	14	15
%	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5
年度	16	17	18	19	20	21	22
%	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3	38.4	43.5
年度	23	24	25	26	27	28	29
%	42.5	45.2	46.9	54.6	57.3	56.9	59.9
年度	30	令和元	2	3	4	5（補）	6（予）
%	61.0	57.7	41.2	46.3	53.7	54.6	61.8

（出所）「我が国の財政事情」（令和6年1月作成）を基に主税局総務課で作成

（https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2024/seifuan2024/32.pdf）

（注）令和4年度以前は決算額、令和5年度は補正後予算額、令和6年度は予算額による。

参考指標2：一般会計税収の推移

（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02）

参考指標3：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移【再掲（総1-1：参考指標1）】

評価結果の反映	デフレからの完全脱却と経済の新たなステージへの移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応する観点から、税体系全般にわたる見直しを進めます。 具体的には、経済社会の構造変化に対応した税制を構築するため、令和6年度税制改正の着実な実施、令和7年度の税制改正の内容の検討に取り組みます。
---------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし		
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第213回国会 総理大臣施政方針演説（令和6年1月30日） 第213回国会 財務大臣財政演説（令和6年1月30日） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—（令和5年6月30日税制調査会） 諮問（令和6年1月25日税制調査会） 令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	税収の推移： 「歳出に占める税収の割合」 「主要税目（国税）の税収の推移」 等		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	令和5年度税制改正の内容を着実に実施しました。また、令和6年度税制改正では、物価上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現や、生産性の向上等による供給力の強化など、経済社会の構造変化に対応するための税制上の措置等を講じ、これらの内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月28日に国会で成立しました。 更に、税制調査会において、令和3年11月に内閣総理大臣の諮問を受けて以来、経済社会の構造変化を把握し、それに対応するために各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく議論が積み重ねられ、令和5年6月30日に答申が取りまとめられ、政府としてこれを受領しました。		
担当部局名	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	政策評価実施時期	令和6年6月